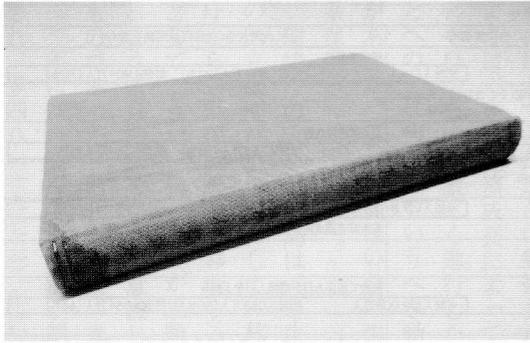


江戸川大学国立公園研究所から

執筆担当・中島慶一

今回は、「国立公園法解説」について取り上げる。

この本は、明治末期に国立公園を日本にもつくり出すという機運が盛り上がりから二〇年後、さまざまな議論を経て昭和六年に成立した日本の国立公園制度について、当時の行政担当者が直接執筆した



自然公園財団所蔵の「解説」

図書である。わが国の国立公園制度に関する公的な文書としておそらく最も包括的に、当時の社会背景も含めて知ることができる生の資料として貴重であり、より多く読まれるべきと考え、全文の現代語訳を試み、その半分を国立公園研究所の年次報告第三号（二〇一八年一月発行）に掲載した。

その作業の中から見つけた、私にとつて面白いと感じた部分を取り上げることとしたい。

「解説」本出版の経緯

著者は伊藤武彦。国立公園法制定当時の内務省保健課長である。保健課は当時の国立公園の所管課であり、伊藤課長は現在であれば環境省国立公園課長の立場でもあるということになるのか。伊藤課長は保健課長の後、官選知事とし

て岐阜、滋賀、福島、岡山のそれぞれの県知事を歴任するが、昭和一四年に若くして病没している。

なお、当時保健課で国立公園法起草の担当だった三浦義男氏が後日談で、この「国立公園法解説」は自分が書いたものだとの裏話を披露している（雑誌国立公園第二〇〇号（一九六六））。

出版元は財団法人国立公園協会。国立公園協会が伊藤課長に執筆を依頼した、と序にある。ただ、奥付を見ると、当時の国立公園協会の住所は保健課がある内務省衛生局である。国立公園協会と保健課の関係は、極めて近いものだったのであろう。まったく新しい国立公園の制度を日本社会に根付かせるために官民の垣根なくこの本が企画・出版されたということではないかと思われる。

伝わってくる熱気

法律の解説本といえは、硬い本と相場が決まっている。法律そのものを読むだけでは一般人には分からない立法の精神や他制度との違い、他法令との関係などを分かりやすく解説しているものである

はずだが、通常読者として想定しているのはこの法律を実際に運用する公務員か、法律を研究している専門家、つまり、法律用語や法律の読み方のルールなどを最低限理解している人たちである。いきおい、分かりやすく解説しているといっても限度がある。

ところが、この本は、現代の法律解説本に比べ、分かりやすく書かれている印象だ。そもそも国立公園とは何か、国立公園制度を創設した目的は何か、外国の国立公園制度との違いといった制度のエッセンス部分や他の制度との比較について、条文解説に入る前に多くのスペースを割いているからだと思う。

さらに読んでいて感じるのは、筆者の熱気である。この世に生まれたばかりのほやほやの国立公園制度を紹介する、意気や誇りを伴った熱気が、文章の端々から感じられる。

特に感じるのは、国立公園制度を新たにつくる必要性を説明している部分や、諸外国の国立公園制度が実は多様であること、その中でわが国が目指すべき方向性を論じている部分であろうか。

国立公園の定義は 本で読め？

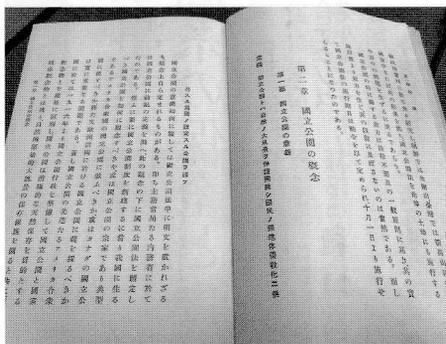
国立公園の定義は、実は法律の中には書かれていない。現在の自然公園法には、第二条に国立公園の定義が定められている。通常、法律の冒頭にその法律の重要用語の定義を置くのが一般的な法制上の作法であるのだが、なぜ国立公園法上に定義が置かれなかった。その代わりなのかどうか、この解説本の中に、内務省が内部的に定めた定義としてそれが示されているのである。その部分を抜粋しよう。

「定義 国立公園トハ自然ノ大風景ヲ保護開発シ国民ノ保健休養教化ニ供用スル為ノ国ノ設定スル公園ヲ謂フ」

法律の中に定義が書かれなかったことがどのような理由によるものかはこの本には明確には書かれていない。「国立公園の意義如何に関しては国立公園法中に明文を置かれざるも、観念上自ら定められるものがある。即ち主務当局たる内務省に於いては国立公園に前記の定義を与え、この観念の下に国立公園法を制定したのである」と

しているだけである。その説明だけでは消化不良であるが。

なお、昭和三二年制定の自然公園法には、この解説本の内務省定義とは少し違う内容で、新たに定義が定められている。「国立公園わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であつて、厚生大臣が第十条第一項の規定により指定するものをいう。(法第二条第二項)」。こうやって並べると国立公園法解説の定義のほうが余計な言葉もなく不足もない表現であるうえ、目的を含んでいるので分かりやすい。当時法律の中に書かれていたらと惜しい気がする。



「国立公園法解説」

「国立公園の管理」 を解説

筆者が環境省で国立公園の管理業務を担当していたころ、自然公園法の中に「国立公園の管理」という用語やその定義、内容などがまったく書かれていないことに疑問を感じていた。

実際に国立公園制度が運用されるためには、法律の執行や管理業務を実施する体制を整え、管理の基本的な方針を定めて年度ごとの事業を実施し、そのための予算を確保していく、といった、役所が行っている法執行業務¹¹いわゆる管理業務が存在する。ところが、現行の自然公園法に至るまで、「国立公園の管理」を正面からとらえた用語・概念は出てこないのがある。指定、計画、事業は出てくるのだが、管理がないのである。国立公園法解説を読み進めたとき、「国立公園の管理」という用語について説明している箇所があることに驚いた。第六条、国立公園の施設の管理に関する規定の解説の中で、「国立公園の管理」という項がたてられており、ここに出て

きたのである。以下、抜粋する。

「国立公園の管理とは公物又は官造物としての国立公園の管理を意味する。換言すれば国立公園の保護利用の統制、国立公園内に存する各種施設の統制、国立公園の監視維持、土地物件を公共用又は公用に供用すること等を包含する公園の総括的統轄的管理を意味する」ところがこの解説は、「国立公園の施設の管理」がなんであるのかを解説しようとして、比較概念として「国立公園の管理」と「国立公園内の国有地の管理」の二つを出し、それぞれと「国立公園の施設の管理」との相異を説明しているのがあった。「公物又は官造物としての国立公園の管理」という表現に少し引かかるものがあるが、この例以外に「国立公園の管理」という用語を公的な立場で解説(定義)した文章は今まであまりお目にかかっていない。とはいえ、また消化不良である。

中島 慶二●なかじま けいじ
一九八四年環境庁入庁、日光、尾瀬、阿蘇、大雪山などの現地管理業務、長崎県庁、那覇事務所長、復興庁、野生生物課長など。退官後二〇一七年より江戸川大学国立公園研究所長。